

岩手県災害対策本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年12月28日

岩手県災害対策本部長

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県災害対策本部規程の一部を改正する訓令

岩手県災害対策本部規程（平成8年岩手県災害対策本部長訓令第2号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第2（第6条、第7条関係）				別表第2（第6条、第7条関係）			
本部の部に置く課等、課等の長及び主な担当業務				本部の部に置く課等、課等の長及び主な担当業務			
部	課等	課等の長に充てる職	主な担当業務	部	課等	課等の長に充てる職	主な担当業務
[略]				[略]			
政策地域部	[略]			政策地域部	[略]		
	情報政策課	[略]			情報政策課	[略]	
	<u>三陸防災復興プロジェクト2019推進課</u>	<u>三陸防災復興プロジェクト2019推進課総括課長</u>	<u>他課等に対する応援に関すること。</u>				
	地域振興室	[略]			地域振興室	[略]	
	[略]				[略]		
	交通政策室	[略]			交通政策室	[略]	
					<u>三陸防災復興プロジェクト2019推進室</u>	<u>三陸防災復興プロジェクト2019推進室長</u>	<u>他課等に対する応援に関すること。</u>
[略]				[略]			
[略]				[略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。							

附 則

この訓令は、平成31年1月1日から施行する。